

障がい福祉サービス事業者の指定等に関する事務権限の移譲について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）関係法令の改正及び「大阪版地方分権推進制度」に基づき、指定障がい福祉サービス事業者の指定等に関する事務権限については下記のとおり各市町村に移譲となります。

（なお、これまで大阪府が行った指定は、権限の移譲後も有効です。）

1 事務権限の移譲市町村及び移譲時期

- ・平成 23 年 10 月 1 日：池田市、茨木市、箕面市、豊能町、能勢町
- ・平成 24 年 1 月 1 日：富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
- ・平成 24 年 4 月 1 日：大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市
- ・平成 24 年 7 月 1 日：吹田市
- ・平成 24 年 10 月 1 日：岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町
- ・平成 25 年 1 月 1 日：枚方市、八尾市、松原市、柏原市
- ・平成 25 年 4 月 1 日：泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町
- ・平成 28 年 4 月 1 日：寝屋川市

2 権限移譲する主な事務

障害者総合支援法に基づく、

- ・指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設の指定業務等
- ・指定一般相談支援事業者の指定業務等（大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市）
- ・指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設の指導、監査業務等
- ・指定一般相談支援事業者の指導、監査業務等（大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市）

※事務移譲後も、大阪府は、市町村に技術的指導・助言を行うとともに、障がい者等の福祉のために必要があると認められるときは、障がい福祉サービス事業者等に対し、報告や資料の提出等を求め、職員及び関係者に対する質問、立入検査などを行うことがあります。

（参考）

事務権限移譲の根拠

大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第八号）

権限移譲後における大阪府が行う報告の徴収等の根拠

障害者総合支援法第 81 条

（報告の徴収等）

第 81 条 都道府県知事は、障害者等の福祉のために必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業若しくは移動支援事業を行う者若しくは地域活動支援センター若しくは福祉ホームの設置者に対して、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

○指定取消し事業者一覧

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
令和元年 9月24日	堺市	居宅介護 重度訪問介護	<p>【居宅介護】 人員基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第3号) ・平成30年8月以降、事業者は事業所に管理者及びサービス提供責任者を配置しなかった。</p> <p>その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・指定居宅介護と一体的に運営する指定重度訪問介護において、下記の運営基準違反、不正請求、障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為が認められた。</p> <p>【重度訪問介護】 人員基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第3号) ・平成30年8月以降、事業者は事業所に管理者及びサービス提供責任者を配置しなかった。</p> <p>運営基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第4号) (1)平成27年12月から平成30年9月までの期間において、事業者は複数名の利用者に対し、のべ20回にわたり、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める資格を有さない従業者を指定重度訪問介護サービスに従事させ、無効なサービスを提供した。 (2)管理者が事業所の従業者及び業務を一元的に管理しておらず、また従業者に必要な指揮命令を行っていなかった。 (3)本市の実施する実地指導に際し、事業所は重度訪問介護のサービス提供実績記録票を事業所において後から作成した上、利用者の確認欄に、事業所で予め保管していた利用者印を用い、利用者本人の了解を得ずに押印した。</p> <p>不正請求 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・事業者は運営基準違反(1)の無効なサービスについて不正に請求を行い、本来受領し得ない介護給付費を受領した。</p> <p>障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号) ・運営基準違反(3)に同じ</p>
令和元年 9月30日	東大阪市	共同生活援助	<p>運営基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第4号) ・世話人については当該事業所の従業者により人員配置を行う必要があるが、平成30年3月の新規指定時より平成30年12月の監査実施時まで世話人1名について個人と委託契約を締結し、従業者による人員配置を行っていなかった。 ・生活支援員1名について個人と委託契約を締結し、外部委託を行っているが、当該委託契約の締結に当り、必要な事項(受託者が実施した委託業務により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在等)について文書により取り決めを行っていない等、外部委託を行うに当たりの必要な要件を満たしていなかった。 ・管理者兼サービス管理責任者は、従業者及び業務の一元的な管理を行わず、管理者としての責務を果たしていなかった。</p> <p>訓練等給付費の請求に関する不正 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・平成30年3月から平成30年8月までの間について、世話人の配置が人員配置基準を満たしておらず、人員欠如に該当した月の翌月(平成30年4月)から人員欠如が解消されるに至った月(平成30年9月)までの間について、人員欠如減算の対象であったにもかかわらず、人員欠如減算による訓練等給付費の減算を行わず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。 ・医療連携体制加算Ⅰ及びⅡの算定において、当該加算を算定する利用者の個別支援計画に看護行為についての位置づけがなく、従業者でない看護師が委託契約に基づかず当該事業所を訪問し、医師の指示を受けずに利用者に対する日常的な健康管理を行っており、当該加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず、平成30年7月及び8月については医療連携加算Ⅰを、平成30年9月から平成30年11月までの間については医療連携加算Ⅱを不正に請求し受領した。</p> <p>不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号) ・平成30年2月5日付けの新規指定申請において、勤務予定のない者の氏名を世話人、生活支援員、夜間支援従業者として記載した従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表を人員基準を満たすものとして本市に提出し、不正の手段により指定を受けた。</p> <p>障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号) ・平成30年4月下旬から少なくとも平成30年12月頃までの間について、生活支援員等の業務を委託している個人に対し、その家族(1名)が当該事業所の空き居室に夜間、宿泊することを承諾し、継続的に使用させていた。</p>

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
令和元年 10月31日	四條畷市	就労移行支援	訓練等給付費の請求に関する不正 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・元法人代表は、特定の利用者について、通所実績のない期間についても、故意に訓練等給付費を請求し、不正に受領した。(訓練等給付費の不正請求)
令和2年 1月10日	泉南市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号) ・居宅介護、重度訪問介護及び同行援護の障害福祉サービスにおいて、新規指定申請時に事業所の従業者として勤務する見込みのないものを、常勤の従業者として申請書類に記載し、実際には指定基準の要件である常勤換算方法で、2.5人以上の員数を満たす見込みがないのに、これがあるかのように装い、もって、不正の手段により指定を受けた。 他法令違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・居宅介護、重度訪問介護及び同行援護の障害福祉サービスと一体的にサービス提供を行うことができる介護保険サービスの訪問介護において、介護保険法に違反した。
令和2年 1月31日	四條畷市	就労移行支援	介護給付費の不正請求 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・法人代表は、居宅介護の介護報酬について、提供していない時間について、サービス提供の実態を確認することなく請求し、受領した。 ・当該事業所は平成26年に大阪府から運営基準違反及び不正請求により行政処分を受けており、その際の監査事項改善報告書に「サービス提供記録はサービスの都度記入し、利用者より押印を得る」と、府に報告していたが、それを実施しておらず、再び不正請求を行った。
令和2年 5月31日	東大阪市	短期入所	運営基準違反 ・指定短期入所事業者は、単独型事業所にあっては利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならないが、利用定員を超えて短期入所を提供していた。 ・管理者は従業者及び業務の一元的な管理を行わず、管理者の責務を果たしていなかった。 介護給付費の不正請求 ・平成30年9月9日から令和元年6月30日までの間、短期入所を提供していない日があるにもかかわらず、サービスを行ったとして1人分の介護給付費を不正に請求し受領した。 ・平成30年4月から6月において、送迎を行っていないにも関わらず、事業所から自宅まで送迎を行ったとして、1人分の送迎加算を不正に請求し受領した。 ・平成31年4月17日から令和元年5月31日までの間、短期入所を提供していない日があるにもかかわらず、サービスを行ったとして1人分の介護給付費を不正に請求し受領した。 虚偽の報告 監査において、送迎記録を求めたところ、事実と異なる虚偽の報告をした。 障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 ・平成30年7月から9月、11月、12月初旬、令和元年9月中旬から10月初旬において、共同生活援助で支給決定を受けているグループホームの利用者延べ5人に短期入所の居室を利用させていた。
令和2年 8月31日	柏原市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	報告・書類の提出拒否 令和元年11月8日より実施した監査において、法人代表者に帳簿書類その他の物件の提出を求めたが、これに従わなかった。 監査の妨害・忌避 監査において、市からの事実確認をするために再三連絡をしたが、これに応じず、事業所の営業の所在を不明な状態にし、監査の進行を妨げた。
令和2年 9月30日	大阪市	就労継続支援 B型 就労移行支援	虚偽の報告等 ・監査において出勤簿等の勤務実績関係書類を虚偽に作成し、提出した。また、従業者の勤務実態に証する書類について、再三の催促にもかかわらず、提出を行わなかった。 出頭の拒否 2度にわたり出頭命令を行ったにもかかわらず出頭しなかった。
令和2年 11月30日	大阪市	就労継続支援 B型	人員基準違反 ・平成30年12月から令和元年8月まで、サービス管理責任者が配置されていなかった。 ・職業指導員及び生活支援員について、事業開始時から平成30年10月まで、令和2年9月から現在まで、基準を満たす人員が配置されておらず、またどちらかを常勤で配置する必要があるにもかかわらず、常勤配置されていなかった。 運営基準違反 ・事業開始時から個別支援計画が作成されておらず、改善指導を受けたのち、令和元年10月から作成された計画も適切に作成されていなかった。 訓練等給付費に関する不正 ・サービス管理責任者欠如減算を行わなかった。 ・サービス提供職員欠如減算を行わなかった。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
			<ul style="list-style-type: none"> 個別支援計画未作成減算を行わなかった。 法令違反 サービス管理責任者の変更等について、法第46条に基づく届け出をせず、監査中に指摘を受けたにもかかわらず、以降も届出をしなかった。
令和2年 12月31日	大阪市	共同生活援助	人員基準違反 <ul style="list-style-type: none"> 平成29年7月から平成30年6月まで、及び平成30年10月から令和元年9月までの間、サービス管理責任者が配置されていなかった。 管理者について、常勤で配置する必要があるにもかかわらず、平成29年7月から平成30年4月まで常勤配置されていなかった。 運営基準違反 <ul style="list-style-type: none"> 個別支援計画が作成されておらず、改善指摘を受けたにも関わらず、以降も作成されていなかった。 サービス提供実績記録票が適切に作成されていなかった。 訓練等給付費に関する不正 <ul style="list-style-type: none"> サービス管理責任者欠如減算を行わなかった。 個別支援計画未作成減算を行わなかった。 法令違反 管理者、サービス管理責任者の変更等について、法第46条に基づく届出をせず、監査中に指摘を受けたにもかかわらず、以降も届出をしなかった。
令和3年 1月31日	豊中市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	【居宅介護】 介護給付費の不正請求 （障害者総合支援法第50条第1項第5号） <ul style="list-style-type: none"> ある利用者の平成31年4月から令和元年12月までの介護給付費の請求について、実際はサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったとする虚偽のサービスの提供の記録を作成し、介護給付費を不正に請求し、これを受領した。 障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 （障害者総合支援法第50条第1項第10号） <ul style="list-style-type: none"> ある利用者の平成31年4月から令和元年12月までの介護給付費の請求について、実際はサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったとする虚偽のサービスの提供の記録を作成し、報酬請求の根拠とした。 上記のサービスの提供の記録では報酬請求の根拠とならないと判断し、不正を隠蔽するために、一部の期間についてサービスの提供の記録を後から作成した。 【重度訪問介護】 障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 （障害者総合支援法第50条第1項第9号） <ul style="list-style-type: none"> 本事業所が居宅介護及び重度訪問介護を一体的に運営していたところ、居宅介護において、障害者総合支援法第50条第1項第5号及び第10号に該当する違反行為を行った。 【同行援護】 障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 （障害者総合支援法第50条第1項第9号） <ul style="list-style-type: none"> 本事業所が居宅介護及び同行援護を一体的に運営していたところ、居宅介護において、障害者総合支援法第50条第1項第5号及び第10号に該当する違反行為を行った。
令和3年 2月12日	堺市	生活介護 共同生活援助	【生活介護】 運営基準違反 （障害者総合支援法第50条第1項第4号） 管理者が事業所の従業者及び業務を一元的に管理しておらず、また、事業の運営において、従業者に必要な指揮命令を行っていない。 不正請求 （障害者総合支援法第50条第1項第5号） <ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月1日から同年9月24日までの間、必要書類が未作成であるにもかかわらず、不正に介護給付費を請求し、本来受領し得ない介護給付費を受領した。 平成30年9月28日から同年11月7日までの間、必要な職員が出勤していないにもかかわらず、延べ16件不正に介護給付費を請求し、本来受領し得ない介護給付費を受領した。 障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 （障害者総合支援法第50条第1項第10号） 実地指導において、利用者5名分の支援計画シートの作成時期に係る虚偽の答弁を行った。また、利用者への支援を行っていないにもかかわらず支援を行った旨の虚偽の記録を延べ27件分作成し、提出した。 【共同生活援助】 人員基準違反

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
			<p>(障害者総合支援法第50条第1項第3号) 平成30年3月、5月及び11月において、必要な数の世話人を配置していなかった。</p> <p>運営基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第4号) ・管理者が事業所の従業者及び業務を一元的に管理しておらず、また、事業の運営において、従業者に必要な指揮命令を行っていなかった。 ・人員配置基準等に関し必要な員数を満たすよう従業者の勤務体制を定めることが必要であるにもかかわらず、万指滴にこれをしていなかった。</p> <p>不正請求 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・平成30年4月に人員欠如減算を適用しなければならないところ、当該減算を行わず不正に訓練等給付費を請求し、本来受領し得ない訓練等給付費を受領した。 ・平成27年10月及び12月、平成29年6月及び8月並びに同年11月から平成30年11月までの期間において、世話人の配置について虚偽の届出をした上で不正に訓練等給付費を請求し、本来受領し得ない訓練等給付費を受領した。</p> <p>障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号) 平成29年5月、夜間支援等体制加算に係る変更について、虚偽の届出を行った。</p>
令和3年 3月26日	八尾市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	<p>【居宅介護、重度訪問介護】 その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・居宅介護及び重度訪問介護と一体的に運営する同行援護において、下記の不正請求、障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為、監査の忌避が認められた。</p> <p>【同行援護】 介護給付費の請求に関する不正、障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第5号)(障害者総合支援法第50条第1項第10号) ・サービス提供を行っていないにもかかわらず、虚偽のサービス提供実績記録票を作成し、不正に介護給付費の請求を行い、受領した。</p> <p>監査の忌避 (障害者総合支援法第50条第1項第7号) ・当該法人役員に対して監査を行うため再三に渡り出頭を命じたが、これに応じず監査の進行を妨げた。</p>
令和3年 3月31日	東大阪市	共同生活援助	<p>訓練等給付費に関する不正 ・新規指定時から令和2年10月31日までの間、サービス管理責任者を配置していなかったにも関わらず、代表者委員兼管理者がサービス管理責任者が作成したように装った個別支援計画を作成し、令和2年9月及び10月のサービス提供分の報酬請求において個別支援計画未作成減算を適用せず、訓練等給付費を不正に受領した。 ・令和2年11月のサービス提供分の報酬請求において、サービス管理責任者欠如減算を適用せず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。</p> <p>不正の手段による指定 代表社員兼管理者は、人員配置基準を満たすため、新規指定申請時に勤務予定のない者の名義を使用し、指定を受けた。また、事業開始後も当該人員基準違反の状態が令和2年10月31日まで継続していた。</p>
令和3年 4月15日	寝屋川市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	<p>【居宅介護】 人員基準違反(障害者総合支援法第50条第1項第3号) ・サービス提供責任者、従業者を十分に配置していなかった。 運営基準違反(障害者総合支援法第50条第1項第4号) ・管理者においては、事業所の従業者及び業務の一元的な管理を行うべきところ、指定時から令和2年11月までの間、これらがなされていなかった。 ・サービス提供責任者においては、居宅介護計画作成のための一連の業務、利用の申し込みに係る調整、従業者への技術指導等を行わなければならないところ、指定時から令和2年11月までの間、これらが行われていなかった ・運営規程には、事業所のサービスの提供内容を記載すべきであるが、サービスの提供内容として記載がされていない「乗降介助」について、サービス提供を行っていた。</p> <p>不正請求(障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・サービス提供の実態がない事例又は実態と異なっている事例について、本事業者の代表者が介護給付費を請求し、これを受領した。</p> <p>【重度訪問介護・同行援護】 人員基準違反、その他福祉に関する法律の違反(障害者総合支援法第50条第1項第3号)(障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・サービス提供責任者、従業者を十分に配置しておらず、また、一体的に運営する居宅介護において運営基準違反、不正請求が認められた。</p>
令和3年 6月30日	茨木市	就労継続支援 B型	<p>人員基準違反(障害者総合支援法第50条第1項第3号) ・令和2年2月から令和3年2月までの期間において、職業指導員又は生活支援員のいずれか1人以上を常勤で配置する必要があるにもかかわらず、常勤で配置していなかった。 ・新規に指定を受けた指定就労継続支援B型事業所については、指定後の6月までは定員の90%を利用者数とみなし、常勤換算方法で算出した職業指導員及び生活支援員の総数が利用者数を10で除した数</p>

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
			<p>以上でなければならないにもかかわらず、少なくとも令和2年2月から令和2年4月までの期間において、常勤換算方法で配置すべき数の職業指導員及び生活支援員を配置していなかった。</p> <p>運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）</p> <ul style="list-style-type: none"> サービスを提供した際は、サービス提供日、内容その他必要な事項を、サービス提供の都度記録し、利用者から確認を受けなければならないにもかかわらず、監査に入った時点で、利用者から確認を受けたことがわかるものがなかった。 利用者5名について、サービスを提供する前に文書により利用者の同意を得て個別支援計画を交付しなければならないにもかかわらず、個別支援計画に利用者の署名・押印を得ておらず、利用者の同意を得たことが確認できるものがなかった。 利用者1名について、サービスを提供する前に文書により利用者の同意を得て個別支援計画を交付しなければならないにもかかわらず、個別支援計画をサービスの提供開始月の翌月に作成しており、サービスを提供する前に個別支援計画を作成、交付していなかった。 利用者1名について、サービスを提供する前に文書により利用者の同意を得て個別支援計画を交付しなければならないにもかかわらず、文書により利用者の同意を得て交付したことが確認できる個別支援計画がなかった。 利用者6名について、個別支援計画の見直しを6月に1回以上行い、見直し後のサービスを提供する前に文書により利用者の同意を得て個別支援計画を交付しなければならないにもかかわらず、文書により利用者の同意を得て交付したことが確認できる個別支援計画がなかった。 <p>不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定当初から、常勤の職業指導員又は生活支援員を配置していなかったにもかかわらず、利用者10名について、翌々月の令和2年4月から令和3年2月までの期間において所要の減算を行わず訓練等給付費を不正に請求し受領した。 少なくとも令和2年2月から令和2年4月までの期間において常勤換算方法で配置すべき数の職業指導員及び生活支援員を配置しておらず、かつ、令和2年2月は常勤換算方法で配置すべき数の職業指導員及び生活支援員から1割を超えて減少しているにもかかわらず、利用者6名について、翌月の令和2年3月から令和2年5月までの期間において所要の減算を行わず、就労継続支援B型サービス費（I）の単位数で訓練等給付費を不正に請求し受領した。 下記の利用者8名について、基準に定められている個別支援計画作成に係る一連の業務が適切に行われていないにもかかわらず、所要の減算を行わず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。 <p>虚偽の報告（障害者総合支援法第50条第1項第6号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業員1名の令和2年2月の出勤簿には、指定訪問介護（居宅介護）事業所のヘルパーとして勤務した内容が記載されており、当該従業員が指定訪問介護（居宅介護）事業所で行った令和2年2月のサービス提供記録もあるにもかかわらず、令和3年4月9日の監査において、当該従業員が同一法人内で従事する指定訪問介護（居宅介護）事業所の勤務表の提出を求めたところ、代表者は、当該従業員が令和2年2月は指定訪問介護（居宅介護）事業所には勤務していないとする勤務予定（実績）一覧表を提出するという虚偽の報告をした。 <p>虚偽の答弁（障害者総合支援法第50条第1項第7号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業員1名の雇用契約書では、従事すべき業務の内容として「訪問介護サービス、B型作業所業務」が、就業の場所としてそれぞれの住所が記載されているため、雇用契約書では当該従業員が指定就労継続支援B型事業所のみで常勤で従事する勤務予定とはなっておらず、令和2年1月8日に指定就労継続支援B型事業者としての指定を申請した際に提出された「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」に当該従業員は記載されていないにもかかわらず、令和3年4月9日の監査において、事業開始時に配置されていた常勤職員について質問したところ、代表者は、当該従業員を常勤職員として雇い、人員基準については基準を満たしていたという虚偽の答弁をした。 従業員1名の令和2年2月の出勤簿には、指定訪問介護（居宅介護）事業所のヘルパーとして勤務した内容が記載されており、当該従業員が指定訪問介護（居宅介護）事業所で行った令和2年2月のサービス提供記録が存在していることから、当該従業員は、令和2年2月において指定就労継続支援B型事業所に常勤として勤務していないにもかかわらず、代表者は、当該従業員にB型作業所に入るよう指示したため、当該従業員は令和2年2月は訪問介護には従事していないという虚偽の答弁をした。 <p>不正の手段による指定（障害者総合支援法第50条第1項第8号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年1月8日に指定就労継続支援B型事業者としての指定を申請した際に、法人とアルバイトとして労働契約を締結した常勤でない従業員2名について、常勤の職業指導員又は生活支援員として配置することが記載された「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」を提出し、指定を受け、当該従業員を事業開始月である令和2年2月に常勤として配置しなかった。
令和4年 2月1日	大阪市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	<p>その他福祉に関する法律の違反（障害者総合支援法第50条第1項9号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 居宅介護、重度訪問介護及び同行援護と一体的に運営する介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業（訪問介護）において、居宅介護サービス費の請求に関する不正があった。